

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人番号 住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めたものをいう。
- (5) 個人情報ファイル 個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (6) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (7) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (8) 個人番号関係事務 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (9) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (10) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）であつて、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去 6 か月以内のいずれの日においても 5,000 を超えないもの以外の者をいう。
- (12) 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者 特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。
- (13) 職員等 本会にあつて、直接間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者および常勤の役員をいう。
- (14) 特定個人情報の取扱い 特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は職員等に適用する。

2 本規程は、本会が取り扱うすべての特定個人情報等を対象とする。

3 本規程は、特定個人情報等の取り扱いに関し、個人情報保護規程、その他の内部規程等に優先して適用される。

(特定個人情報基本方針)

第4条 本会における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定める。

(1) 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、本会の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文

(2) 特定個人情報の利用目的

(3) 問い合わせに関する事項

(4) 特定個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 特定個人情報の法人内体制に関する事項

2 基本方針は、職員等に周知せしめるものとする。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 本会において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

(1) 職員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務

(2) 職員等に係る年末調整事務及び法定調書作成事務

(3) 本会との契約等に基づき業務を行う者に係る源泉徴収事務及び年末調整事務、法定調書作成事務

(4) 前各号に付随して行う事務

(特定個人情報保護責任者)

第6条 本会は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報保護責任者を設置するものとし、その責任者は事務局長とする。

2 特定個人情報保護責任者は、次の各号に掲げる事項その他本会における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

(1) 第4条に規定する基本方針の策定、職員等への周知及び一般への公表

(2) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認

(3) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進

(4) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施

(5) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当部門)

第7条 本会は、本所地域福祉推進センターが特定個人情報等に関する事務を行うものとする。

(事務取扱担当者)

第8条 本会における特定個人情報等を取り扱う事務については、前条に規定する部において事務取扱担当者を明確にするものとする。

2 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。

(1) 事務取扱担当者ごとに取得した特定個人情報等を含む書類等(磁気媒体及び電子媒体(以下、「磁気媒体等」という。))を含む。)は、当該部において安全に管理する。

(2) 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。

(3) 職員等の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、職員等に交付する。

(4) 業務契約その他契約により取得した個人番号関係事務を取り扱う事務取扱担当者は、税務書類等を作成し、行政機関等に提出するとともに、委託者に交付する。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。

4 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録する。

(管理区域及び取扱区域)

第9条 本会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、第7条に規定する部門において特定情報ファイルを管理する区域(以下、「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下、「取扱区域」という。)を明確にする。

2 管理区域とは、特定個人情報等を取り扱う機器等及び特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切りの設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。

3 取扱区域とは、事務取扱担当者の机周辺とし、他の区域との間仕切りの設置及び座席配置等による安全管理措置を講じることとする。

(職員等の教育)

第10条 本会は、職員等に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(職員等の監督)

第11条 特定個人情報保護責任者は、職員等が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な教育及び監督を行う。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第12条 特定個人情報保護責任者は、本会における特定個人情報等の取扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2 特定個人情報保護責任者は、執務記録の内容を定期的に確認する。

(体制の見直し)

第13条 本会は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第14条 本会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

付則

1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。